

決 裁 書

期限
部の内
号

資料⑧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	国際連合局長 参事官 参事官 軍縮課長 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
			起案 昭和 61 年 4 月 3 日
			決裁 昭和 年 月 日
			起案者 電話番号 楠田 235/

協議先

条約局長

北米局長

連絡了

条約課長

安全保障課

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

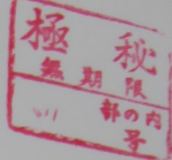
件名

米国のSALT-II遵守問題に因する我が国の立場

GA-1 (昭和54.4.1改正)

外務省

回覧番号



米国のSALT-II遵守問題に関する
我が国の基本的立場

61. 4. 2
軍 縮 課

1. 経緯（詳細については別添1.調書参照）

(1) 1979年に署名されたSALT-II条約は、未批准かつ85年末にて（仮に発効していた場合の）本来の有効期間が終了しているが、米国は85年6月10日、「ソ連が同様の抑制を行う限度において」かつ「ソ連がジュネーヴの軍備管理交渉で積極的に軍備削減の合意を追求することを条件として」従来どおりこれを遵守する旨決定している。

(2) 他方、米国は現在オハイオ級原子力潜水艦8番艦「ネバダ」の航海試験（5月20日予定）、ALCM搭載重爆撃機数の増加（報道によれば6月中にSALT-II下での上限120機を超える可能性あり）及びミジェットマン新型ICBMの飛行実験（89年頃と推測）、配備（92年後半の予定）等との関係で、遵守政策を継続するならば早急に何らかの措置をとらなければならない状況に直面している。（勿論、米としては、完全遵守と不遵守の二者択一でなく、

その中間の種々のオプションがありうると考えられる。)

- (3) 米政府関係者の内話によれば現在米政府内部で本件に関する議論が行われており、米としては、INF問題と同様最終的な態度の決定にあたって同盟国と協議を行うことを考えている由(また、時期としては4月中旬頃が予想される由)である。具体的にどのような形の協議となるか(書面、協議チームの派遣等)は未定なるも、今次の総理訪米に際して本件が取上げられる可能性があるとの情報もあるところ、我が方としては、本件に関し下記2の基本的考え方に沿って対応することとし、訪米に際しての総理、大臣の本件応答要領を下記3のとおりと致したい。

(注1.) 85年6月10日の米の遵守政策決定に先立ち、我が方は松永大使よりアマコスト国務次官(国務長官代理)に対し、遵守政策の継続を希望する旨の申し入れを行った経緯あり(別添2参照)。

(注2.) 本件に関する米国の今後の対応を決定するにあたっての一つの基本的要因はソ連側の協定違反(及び是正行動)の状況である

が、昨年12月23日、レーガン大統領は「ソ連の軍備管理協定違反に関する議会宛報告」を議会に送付、また、ACDAも本年3月25日に、本件に関する報告書を公開している（両報告書で扱われている事例は同一。別添3参照）

2 我が国の基本的考え方

- (1) ソ連側の義務履行状況に深刻な疑問がある状況において米国のみが協定遵守を続けることは西側の安全保障上問題ありとの米の立場はそれとして根拠のあるものである。
- (2) 他方、米国が不遵守を決定した結果、米ソ両国間で戦略攻撃兵器制限に関し無協定状態となり、ソ連が自由かつ合法的に一層の軍備増強を行いうるようになることの影響の重大性も看過できず、短期的な戦略上のメリット、デメリットの観点からのみ本件につき断定的判断を下すことは困難かつ不適當と思われる。
- (3) 他方、政治的影響を考えれば、この時期に米が協定不遵守を公けにすることはソ連に格好のプロパガンダ

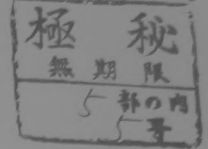
の材料を与えることとなり、ソ連としては核実験禁止問題と合わせて軍備管理交渉において進展がみられないのは全て米側の責任として大々的に宣伝を行うことは間違いない。これに対して米としてはソ連側の協定違反を非難することとなろうが、本件はもともとグレーな部分が多い問題でもあり、(ソ連は米国こそが協定違反をしているとしていくつかの事例をあげている)米側調査結果を見ても、これをもつてSALT-II破棄の根拠であるとして国際世論を説得することは容易でないと思われる(この点、我が国国内世論に対する際も同じ)。

- (4) 昨年6月の米政府の決定以降、ソ連の協定違反行為に是正がみられないとは言え、他方違反状況が悪化しているということでもない。また、ジュネーヴ交渉において実質的進展がないとは言え、米ソ首脳会談の開催等もあり、ソ連が軍備管理交渉に不真面目であると、交渉開始後1年で決めつけるのは尚早。
- (5) 従つて我が国としては、85年6月の対米申し入れの際と同様、米国の遵守政策継続を求めるべきであり、米国が何らかの形で事前に協議越す場合には

この旨を明確に伝えることが適当と考えられる。(その場合、いかなる廃棄の仕方をすればSALT-II条約を遵守していると言えるのか等の細部について当方の意見を表明する必要もないし、表明することは却って不適当。)

- (6) 他方、本件がレーガン政権にとって国内問題としての側面を大きく持っている点に鑑み、我が国としても伝えられるソ連の協定違反問題を重大視しており、本問題の善処方ソ連に対しても申し入れていく旨米側に伝達することも必要であると考えられる。
3. 上記を踏まえ、今次訪米に際する総理、大臣の本件応答要領を次のとおりと致したい。
- (1) 我が国を含め西側の安全保障は、貴国のグローバルな抑止力により確保されており、貴国の同盟国として抑止力維持・強化のための貴国の努力を支持すべきは当然。
- (2) ソ連による協定違反が貴国の抑止力の維持、ひいては西側の安全保障にとつて有する深刻な意味は、我が国としてもよく認識。我が国としてもソ連の協定違反問題に対する強い懸念をソ連に対し申し入れていく所存。

- (3) 他方、貴国が S A L T - II 不遵守政策をとる場合には、ソ連が既存の軍備管理の枠組みに制約されることなく、いわば合法的に一層の軍備増強を許すこととなる。このことの世界に与え得る影響は看過できず。またソ連のプロパガンダに格好の材料を与えることとなる点も憂慮。
- (4) 貴国が我が国のかかる懸念をも踏まえつつ慎重に対応されることを希望。



軍備管理交渉（SLCM問題）（未定稿）

61.6.30

軍縮課

6月11日付ソ連提案の注目点

今次ソ連提案は、次の3点において、従来のソ連の立場を一步踏み出したものであり注目される。即ち①SDI「研究」につき実験室のテストの水準までであれば可（但し、ABM条約に基づく合意から15乃至20年は離脱しないこと、及びSDI関連の用語を明確に定義することの条件付）、②FBS及びINFを戦略核の範疇から除外（少くとも米ソ交渉の文脈では、戦略核の定義につきソ連は譲歩）、③600km以上の凡ゆる巡航ミサイル禁止の立場からALCM及び一定の潜水艦搭載SLCM（水上艦搭載のものは禁止）は戦略核に含めるとの立場へ転換（注：SLCMについてはLRINFの対象と理解）、の3点。

我が国の安全保障との関連

上記1.の諸点を我が国の安全保障の視点から眺めてみれば次の如きものとなる。

(1) SDI

ソ側の狙いが最終的にはSDI研究の全面阻止、それが不可能でもできる限り低いレベルに抑え込むことにあることは明白。他方、米側が研究の全面放棄に同意することは全く考えられないが、全体の流れの中で一定の譲歩をする可能性は廃除されない。しかし、いずれの場合でも「研究」自体は継続されることとなろう。従って今次ソ側提案は、SDI研究参加問題について、特に問題を投げかけるものとは認められず、むしろ、中長期的に短・中距離ミサイル防衛問題（ATBM）をも含め、我が国の防衛にSDI研究結果が如何なる影響を及ぼしていくかを注視していくことが肝要であろう。

(2) FBS

ソ側が今回FBSを戦略核の範疇から外したのは、一見譲歩と見れなくもないが、しかし、今次提案と同日付の「ワルシャワ条約機構諸国からNATO及

び全欧州諸国へのアピール」において、通常兵力と並んで戦術空軍兵力（及び1,000kmまでの戦術核兵器）の削減を提案しており、FBSの交渉を放棄した訳では決してなくFBS（更にSRINFも）をこの「ウラルから大西洋まで」の領域を対象とするフォーラムで交渉することを明らかにしている。ソ側が、戦略核からLRINFまでを米ソ間で話し合い、SRINF以下の核兵器及び通常兵器までを地域的フォーラムで話し合うこととしたと見るべきであり、今次ソ連提案自体については我が国にとり特に問題はないものの、中長期的には、他と切り離した形でアジアにおける軍縮交渉のフォーラムを作るべく働きかけを強化してくる可能性は高く、その場合、我が国にとりより対応の困難な深刻な問題を投げかけることとなろう。

(3) SLCM

(イ) ソ連の提案は、ソ連のSLCM開発がようやく軌道にのってきたこと、かつ当面潜水艦にのみ搭載する方針であることを背景にして、水上艦搭載SLCMを禁止することにより米国が相対的に有利なSLCMの分野での米国の抑え込みを狙っていることは明白。

(ロ) カルポフ・ソ連首席代表のジュネーヴ軍縮会議メンバー国に対するブリーフにも明らかのように、ソ連は検証を容易にするために潜水艦にのみ限定したとの説明を展開。検証が困難であるからSLCMは米ソ交渉の対象外にすべしとこれまでの米国の説明に鑑みればソ側の言い分（注）に相應の説得力あり。米側が従来通り、SLCMを対象外とするとの方針をどこまで堅持し得るか要注目。

(ハ) 米ソ首脳会談と密接な関係をもつ本件米ソ交渉において、SLCMが突如交渉の対象に含まれることとなる可能性は廃除されず、（因みに去る3月ジンマーマンNST次席大使（当時）が来日してブリーフィングを行った際、当方の質問に対し論理的可能性と断りつつ、SLCMは戦略核に含まれるのが自然と回答）。

(ニ) SLCMが米ソ交渉の対象となる場合、潜水艦搭載か否かは別として、現に日米安保条約に基づき本邦に寄港している艦船の中にSLCM搭載可能なものが含まれていることから、SLCM搭載艦が米ソ核軍縮交渉の対象となっていることが明らかになれば我が国国内で相当の反響が出ること

はほぼ確実であろう。

- (注) ソ連側の提案は、特定の潜水艦に核弾頭型SLCMの搭載を認め、右潜水艦には特定数のSLCMを搭載するものとし、他方、その他の潜水艦及び水上艦艇には通常弾頭型SLCMを含め、一切のSLCMの配備を禁止するとの取極により検証問題をクリアーせんとするものと思われる。かかるアプローチは、特定の潜水艦は全て核SLCMを搭載していると見做すという所謂見做し条項として合意される可能性があり、その場合例えば米国のロス・アンジェルス級潜水艦に配備を認めるとの取極により、同級潜水艦は全て核搭載ということになる。

我が国の対応（SLCM問題）

上記2.の分析に基づき、さしあたって我が国が検討すべき点は、SLCMの取扱いの問題と史料。（米から、7月中旬にも米側対案につき同盟国と協議するとの内話有）。

(1) 対米アプローチにおいて考慮すべき事項

(イ) 米側対応の見通し

(i) 上記2.(3)(ロ)及び(ハ)の点を念頭に置けば、米として、将来にわたりSLCMを交渉対象外とするとの立場を堅持することは困難な側面有。

(ii) 但し、SLCMの規制就中、SLCMを特定の潜水艦のみに限定するとのソ連提案は、通常弾頭型SLCM配備をも規制（状況によっては全廃）することを強いるものであり、米の戦力整備上重大な問題。米としては依然、可能な限りSLCMを交渉対象から外したいとの意向を有していると思われる。

(ロ) SLCMの軍事的意味

米海軍の兵器体系が、軍事的に我が国の安全保障に及ぼす影響につき、広く核抑止力あるいは兵器体系全般から再評価することは必須の要件（とりあえずの分析、〔参考〕参照）

(ハ) 日米安保条約の運用上の問題

上記2.(3)(ニ)の通り、マスコミの報道振りを含め、SLCMの米ソ交渉での取扱われ方如何が直接米艦艇の我が国への寄港問題にはね返って

る恐れあり。

(2) 当面の対応

以上の分析から、SLCMの問題は、直接我が国に関係する側面を有するものであり、従来の日米間協議を踏まえ、我が国としては下記のラインで対応すべきと思料。

(イ) 我が国としては、SLCMのもつ軍事的意味合いを踏まえても、かつまた、安保条約の円滑な運用を確保するため艦艇の核搭載問題をクローズアップしないためにも、SLCMが核削減交渉のテーブルに乗らないことが望ましい。従って、米側が対ソ回答のドラフトを固める前に速やかに米側に対し、SLCM問題の日米安保関係に及ぼし得る影響につき米側の注意を喚起しつつ、当面SLCMを交渉対象外とするオプションが望ましい旨米側に申し入れる。但し、この場合、SLCMのみが核削減交渉の対象外となることに留意し、米側の主張する検証問題（検証問題のみでは、今次ソ側提案に対する反論として弱い）以外に、対象から外すべき何らかの理由を案出することが必要。

(ロ) 米側がいずれ協議してくる案が、SLCMを核削減交渉の対象に含めるものである場合には、米軍艦艇寄港問題の国内的ハンドリングを容易にするため、例えば、上記2.(3)(ロ)(注)の見做し条項取極めの回避と、交渉の間、核トマホークの配備状況を表明化させない等の対応につき更に検討の上、対応につき米とすりあわせる。この場合、通常弾頭型トマホークを禁止しないため、ソ連提案と異なる検証問題解消策を米側に助言し得れば極めて有益。（交渉過程において、核トマホーク搭載艦がマスコミの関心事となる可能性は排除し得ず、国内世論のハンドリングには十分は配慮が必要。）

SLCMの軍事的意味についてのとりあえずの分析

(1) 一般的に敵の防空能力の向上により、航空機による攻撃能力(特に突破能力)が相対的に低下している現状にあって、巡航ミサイルが果たすべき役割は大であり、ALCMが旧式のB-52を現役に留まらせたことと同様に、SLCMは旧式の戦艦を再び洋上に引き出した。

85年のホステットラー証言(別添参照)にも見られる通り、SLCMは艦載機の減耗を補完し、作戦における選択肢を増大させ、運用の柔軟性を増加せしめるものであり、当面の米海軍戦力の近代化、能力向上に寄与するところ大。

(2) 更に、米軍筋が指摘する通り、洋上の多数のプラットフォームに核、非核を明らかにせずSLCMを配備することは、抑止効果を高め得るものであり、核の使用が最も懸念される対艦攻撃(即ち、バックファイヤー、バジャー等搭載の核弾頭ASM(空対艦ミサイル)による攻撃)に対する抑止効果は大。

(3) かかる抑止効果は、基本的には米艦隊に対し機能するものではあるが、我が国近海に展開する米艦隊の保有するトマホークが、我が国をもカバーする核抑止力として機能し得る側面は論理的には否定できない。トマホークのもつ核抑止力への依存は従来、米国の戦略核の傘にのみ依存してきた我が国の核抑止力の信頼性を向上させ得るものであり、我が国が非核3原則を堅持する限りにおいて、海上配備核戦力就中、トマホークは現下の最も効果的な核抑止力補強手段。

(4) 他方、戦力運用の面からは、ワインバーガー国防長官が言及している通り、トマホークはTLAM/Cに重点が置かれるべきもの。米軍航空機の我が国への常駐にはおのずと制約があり、一方で、航空打撃力(相手の航空基地あるいは港湾等の攻撃)を米国の戦力に大幅に依存している我が国の実情を勘案すれば、上記(イ)の理由も含め、TLAM/Cは限定的ながらも、我が国の防衛に寄与し得るもの。

(5) 尚、ソ連のSLCMの脅威の分析は未だ不明な点が多く断定的には語れないが、一般論としては、核弾頭SLCMを潜水艦のみに配備している限り、現在日本海に遊よくするSSB搭載の旧式のSLBMが我が国に及ぼす脅威とさ程変わらず、量的増大に憂慮すべき点はあるも、本質的変化はないと考える。但し、通常弾頭型の装備が開始された場合は、軍事施設等攻撃の側面で新たな脅威を形成するものとする。

85年のホステッター発言(84年にもほぼ同一の発言あり)によれば、トマ
ホーク配備の趣旨・主眼は概要以下の通り。
(全体)

空母以外にも攻撃能力を分配し、戦闘グループのどの艦艇も潜在的脅威とすることにより、ソ連の計画を複雑化。抑止力向上及びあらゆるレベルの紛争への対処能力を高める。

(TASM)
(TLAM/C)

離れたところからの対艦攻撃能力を拡大。

トマホーク計画の中核。空母艦載機の減耗が激しい場合に艦載機を補完。航空機や乗員を危険に陥らせることなく、米国の決意を示す限定的かつ慎重な反応を可能とする。TLAM/Cと空母の組合せにより通常攻撃の選択肢は増加し、核の敷居は高まる。

(TLAM/N)

空母艦載機との組合せにより空母戦闘グループの柔軟性、効果を格段に増大。予備核戦力に最適。多くの艦船に配備することにより残存性の高い非戦略核戦力を提供。また、戦略核へ訴えることなく紛争を拡大し得る選択肢を増加。

核実験禁止問題

昭和61年8月28日
国連局軍縮課

1. 核実験禁止問題に対する我が国の立場

1) 我が国は、戦後一貫して核実験禁止がいわゆる核兵器の垂直拡散(質的向上)及び水平拡散(核兵器国の増加)に対する有効な歯止めであるとの認識から、右を核軍縮の最重要課題として重視し、その早期実現を訴え続けてきているところ本件問題に対する我が国の立場を考える場合、次のような相反する要請があることに留意する要あり。

(イ) 日米安保体制の下で、我が国の安全保障が米国の核を含む抑止力に依存している現状において、我が国が、米国の「核抑止力の信頼性の低下を招く」こととなる(少なくとも米はそう主張)核実験全面禁止を求めることは甚だしい自家撞着。

(ロ) 他方、いわゆる「唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持する我が国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を訴えるため、今後とも一層の外交的努力を続ける」(1976年4月27日及び5月21日の衆、参外務委員会決議)趣旨の国会決議が1961年以来12

回採択されていること等からも明らかなように核実験禁止の推進を求める国内の要請は強く対国内対策上、政府として上記外交努力を捨てるわけにはいかない。

- (1) さらに、より長期的、大局的立場から、我が国は「核兵器不拡散条約」(NPT)上の非核兵器国として、同条約の不平等性は正の見地からも、核兵器国に対して究極的な核廃絶に向かつて核軍縮努力を訴えていくべき立場にある。(1976年6月8日NPT批准書寄託の際の政府声明)
- (2) 上記のような観点を踏まえ、我が国は、核実験の全面禁止が各国の安全保障の根幹にかかわるものであり、その遵守の検証を確保することが重要との考えから軍縮会議においてステップ・バイ・ステップ方式^(註)等の具体的提案をもって検証問題の解決に努力するなど核実験全面禁止に向けて現実的な貢献を行っている。
- (註) 1984年6月12日、安倍前大臣は、我が国の外務大臣としては初めてジュネーヴの軍縮会議に出席、核実験全面禁止の一足跳びの実現が困難なら、次善の策として、多国間で技術的に検証可能なものから禁止し、最終的に全面禁止を目標とする、いわゆる「ステップ・バイ・ステップ方式」を提案、西独、伊、ノルウェー等西側諸国及び

一部非同盟諸国(パキスタン、スリランカ等)よりも支持乃至好意的反応を得た。

2. 核実験禁止に対する米国の立場

米としては、下記(1)、(2)の通り、核実験を行わざるを得ない立場にあり、かつ、現実には核実験を行っており、核実験禁止はあくまで長期的目標としている。

- (1) 「米国及びその同盟国の安全が核の抑止力に頼っている現状がある限り、米国の核実験は必要」「広範かつ大幅な核兵器削減、検証能力の実質的向上、信頼醸成措置の拡大及び通常兵力のバランスの維持等の達成のコンテキストにおける核実験の全面禁止が米国の長期目標」(昨年12月19日ホワイトハウスのプレスブリーフにおけるスピークス報道官)
- (2) 核実験の軍事的必要性—米国は核実験は、(イ)新型核兵器開発(MX、ミジェットマン等)、(ロ)既存核兵器ストックパイルの信頼性維持、(ハ)核兵器操作の安全性維持・向上、(ニ)専門家の維持・育成等の軍事的必要性があるとしている。
- (3) なお、米国は現在米ソ間で行われている核実験専門家レベル協議(本年7月末ジュネーブにて第1回協議が行われ引き続き9月4日第2回協議が行われる予定)において効果的な検証システムに合意し、未批准の地下核兵器実験制

限条約及び平和目的核爆発に関する条約(各々1974年、1976年に署名。150キロトン以下の核実験及び平和目的核爆発を禁止するもの)に批准するべく協議するとしている(ソ連側は核実験全面禁止の為の交渉と主張)。

3. 核実験禁止に対するソ連の立場

- (1) ソ連は昨年8月6日より如何なる核爆発をも一方的に中止する(モラトリアム)旨決定、更に本年8月18日、同モラトリアムを明年1月1日まで続行する旨発表し、米国もこれに応じるべきと主張している。(米は、モラトリアムについては、ソ連が1960年代一方的にこれを廃棄、2カ月間に40回もの核実験をしたこと等から、モラトリアムは安全保障強化につながらないとの考えであり、現地査察を含む検証手段の強化を図ることが核実験禁止実現を前進させる上で欠くべからざることとの考え)
- (2) 他方、ソ連は、米国の検証問題に係る具体的提案(1984年9月、レーガン大統領は核兵器実験の規模を測定するため、米・ソ両国が互いに専門家を相手国の核実験場に派遣することを提案、1985年7月には、米国がネバダ実験場にソ連オブザーバーを無条件かつ一方的に受け入れる用意ある旨(本年3月にも同様の米発言あり)提案を行つている(別添2.核実験に係る検証問題参照))に対しては回答し

ていない。

(3) ソ連の核実験禁止モラトリアムに対する我が国の考え。

(イ) 我が国としては、核実験禁止を重視する立場から、ソ連のモラトリアムの動きに注目。他方、モラトリアムは結局はモラトリアムに過ぎず、核実験禁止問題を最終的に解決する性格のものではないので、核実験の全面禁止に向けて米ソ両国が具体的に動き出すことこそが最も重要であり、その為には米ソ両国で検証問題に関し納得のいく解決がはかられることが重要との考え。

(ロ) この意味で、政府としては、先般米ソ両国間で核実験問題に関する専門家協議が開催され、検証問題につき突っ込んだ意見交換が開始されたことは一歩前進であり、今後継続して行われるこの問題に関する専門家協議が実りある成果を上げることを強く期待。

(1) CTBをめぐる最近の米ソの動き

- (a) 85年7月29日タスは、核実験モラトリアムに関するゴルバチョフ声明を報じた。(ソ連は、8月6日より如何なる核爆発をも一方的に中止する旨決定。本モラトリアムは86年1月1日まで。しかし、米が米側の核爆発遂行を自制する場合にはその後も有効。)
- (b) 同日、米国は、核実験における検証問題重視との立場から、米としてネバダ核実験場にソ連オブザーバーを無条件かつ一方的に受入れる用意がある旨の提案を行つた旨発表。
- (c) 86年1月15日ゴルバチョフ新提案により3カ月の延長を提案。更に、3月13日、4月以降も米国が行わない限り行わない旨声明。
- (d) これに対して、レーガン大統領は3月14日付のゴルバチョフ書記長あて書簡において核実験検証のための新しい技術(corrtext方法)を提案し、同方法を視察、協議するため、ネバダの核実験場にソ連の専門家を招待し、更に、同方法につき米ソの合意が得られればTTBT(米ソ地下核実験制限条約)、PNET(米ソ平和目的地下核爆発条約)両条

約の批准に向かつて前進する用意がある旨提案。

(ウ) 3月27日、ソ連は核実験禁止に関する首脳会談開催を提案、米国は首脳会談においては、軍備管理問題、地域問題等を含む東西関係全般が取り上げられるべしとの立場。

(エ) 4月11日、ソ連は米国の核実験実施(4月10日)を理由にモラトリアムの破棄を声明。

(オ) 5月14日、ソ連は1986年8月6日まで核実験一方的モラトリアムを延長する旨発表するとともに欧州あるいは広島における核実験禁止に関する米ソ首脳会談を提案。これに対し米国は同日のホワイトハウス声明で核実験禁止に限定した首脳会談を開催する理由はない旨述べた。

(カ) 7月14日、米国は前提条件を付さず核実験問題につき米ソ両国専門家レベル協議を行うことを提案(4月、レーガン大統領より離任するドブレイニン大使に対し)、ソ連は同提案を受け入れた。

(米側の対ソ協議ポイント)

(i) TTBT、PNETの150キロトン敷居遵守の検証を強化するのにコルテックス方法を用いることの合意。(合意されれば、米はこの2条約の批准に向け前進の用意あり)

(ii) コルテックス方法を検査するため、ソ連科学者をネバ

ダ実験場に招待する。

- (四) CTBは、核抑止に頼らなくてすむ時、検証可能な軍備削減、広範な信頼醸成措置、通常兵力のより一層の均衡をなし得た時、という文脈の中で考えられるべきであり、いずれにせよCTBは米国の長期的目標。
- (ウ) 7月25日から31日までジュネーブにて米・ソ核実験専門家レベル協議開催。(バーカー米代表・ペトロシャンツソ連代表)。9月初めに再度開催予定。
- (ヌ) 8月18日、ソ連は、核実験モラトリアムを1987年1月1日まで延長する旨発表。

〔別添2〕

核実験に係る検証問題（最近の米ソのやりとり及び対立点）

ソ	米
<p>8.5.1.2.5 (ゴルバチョフ親書→レーガン) 米がモラトリウムを受諾するならば(ソ連は8.5.8.6より核実験モラトリウムを実施)、ソ連は、相互主義に基づき、オブザーバーの核実験等への現地訪問の機会を与えることに合意する用意がある。</p> <p>8.5.1.2.2.8 (ゴルバチョフ→三ノミスクワ外交使節団) 核実験停止の検証に関しては、ソ連は、<u>現場検証を含め、最も決定的な措置に向う用意がある。</u></p> <p>8.6.1.1.5 (ゴ書記長の軍縮新提案) 12月31日までの一方的モラトリウムを3カ月延長、米國が応ずれば更に継続。 モラトリウム遵守のための検証は、<u>自国検証手段(NITM)、国際的手段及び必要とあらば現地査察により確保。</u></p> <p>8.6.3.1.4 (核実験停止に関する6カ国首脳アピールに対するゴルバチョフ回答) ソ連は、米國側の疑念をとり払うため<u>兩國のオブザーバーに相互主義の下、当該照会事項につき当該現場を訪問する可能性を供与することに合意するよう提案する。</u></p>	<p>8.5.7.2.9 (レーガンメッセージ→ゴルバチョフ) 米國がネバダ核実験場にソ連オブザーバーを無条件かつ一方的に受け入れる用意がある。 (レーガンは、84年9月の国連総会演説で米・ソが互いに専門家を相手國の核実験場に派遣することを提案したが、これを一步進めたもの。)</p> <p>8.5.1.2.2.3 (レーガン返書→ゴルバチョフ) ① 核実験禁止の検証に関しては、米國の最大のプライオリティーはTTBT(米・ソ地下核実験制限条約)及びPNET(米ソ間平和目的核爆発制限条約)の検証手段の強化のための方法を見出すことである。このため大統領は既に米國核実験場にソ連専門家を受け入れるとの提案を行つている。 ② 米國は、モラトリウムについては1960年代ソ連が一方的にモラトリウムを廃棄、2カ月間に40回もの核実験を実施したことに照らし、核実験モラトリウムが安全保障強化につながるとは考えていない。 ③ ソ連による現地査察の原則の受諾は、検証の改善問題に共通の基礎を与えると考え、<u>検証問題を検討するため、米ソの専門家が8.6.2に会合することを提案する。</u></p>
<p>8.6.3.1.6 (ブラウダのB・オレホフ等名国際論評: 3/14レーガン提案拒否) 3/14の米提案(ソ連の専門家のネバダ招待)は、米政權が再び核爆発を停止するかわりに核爆発の遂行の監視を提案しているものであり、実験の停止がオブザーバーのプレゼンスを得て実験の継続に置きかえられることには反対。</p> <p>8.6.4.3 (ジュネーブ軍縮会議(本会議)におけるソ連Petrosyants原子力委委員長発言) ① 4月のネバダでの核実験にソ連オブザーバーを招待するとの米提案(含CORRTEX検証方式)については、<u>ソ連は同方式を熟知しており、ソ連でも相当期間使用している。同方式では、おおよその爆発規模しか深知しえず。</u> ② 米提案は、核実験継続の承認を得るためソ連オブザーバーを使わんとするもの。</p> <p>8.6.5.1.4 (ゴルバチョフTV演説チュルノブイリ原発事故に関連して) 核実験に関する一方的なモラトリウムを本年8月6日まで延長することを決定した。</p>	<p>8.6.3.1.4 (レーガン書簡→ゴルバチョフ: 検証に関する新提案) ① TTBT、PNETの検証手段強化の方法として、<u>新しいCORRTEXと呼ばれる技術的方法を提案し、ソ連が同方法を取り入れた検証システムに合意するなら、TTBT、PNETの批准に向け前進する用意あり。</u> ② CORRTEXシステムの検証を可能にするため、<u>ソ連の専門家を4月の第3週にネバダに招待する。</u> ③ <u>ソ連専門家は、米國で計画中の核実験をも監視可能であり、その後、米ソ専門家間で検証問題につき議論すれば両条約批准への道が明かれることを期待。</u></p> <p>8.6.3.2.9 (米ラッセル副報道官: 核実験禁止に関する首脳会談(「ゴ」声明)提案に対する米の声明) ① 3/14のレーガン新提案は未だ有効であり、ソ連が真剣に検討することを期待。 ② 核実験の問題は、既存核兵器の大幅削減及び検証問題と密接に関連している。ソ連が真に核実験制限の進展を期待するなら、米ソ専門家会合及び大統領の最近の提案に積極的に対応すべき。</p>

ソ 連	米 国
<p>867/4 (ブラウダ記事、ゴルバチョフ書記長発言)</p> <p>核実験モラトリアム延長問題に関するソ連の決定がいかなるものとなるかは、米国がとにかく軍縮に従事しようとするか否かに相互程度依存している。(ゴ書記長と核実験停止を目指す科学者の国際フォーラムグループとの会談)</p>	<p>867/4</p> <p><u>前提条件を付さず核実験問題につき米ソ両国専門家レベル協議を行うことを提案</u>(4月、レーガン大統領より解任するドブレイニン大使に対し)、<u>ソ連は同提案を受け入れた。</u>(協議の日取りは7月21日の週、ジュネーブ)</p> <p>(米側の対ソ協議ポイント)</p> <p>(1) T T B T、P N E Tの150キロトン収束遵守の検証を強化するのにコルテックス方法を用いることの合意。<u>(合意されれば、米はこの2条約の批准に向け前進の用意あり)</u></p> <p>(2) コルテックス方法を検査するため、<u>ソ連科学者をネバダ実験場に招待する。</u></p> <p>(3) C T Bは核抑止に頼らなくてすむ時、検証可能な軍備削減、広範な信頼醸成措置、通常兵力のより一層の均衡をなし得た時、という文脈の中で考えられるべきであり、<u>C T Bは米国の長期的目標。</u></p> <p>-867.25-</p> <p>米・ソ核実験専門家レベル協議開催。</p> <p>(バーカー米代表・ペトロシャンツ・ソ連代表)</p>